

「3級 FP 技能士合格講座」ご受講の皆様へ

テキスト訂正とお詫び

「栗本大介の FP スクール」の講座をご受講いただき、誠に有難うございます。

既の開講済みの「3級 FP 技能士合格講座」テキストにおいて、訂正がございましたのでお知らせ致します。ご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。以下内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

不動産運用 <4 頁「1 土地」の表中>

頁数	誤	正
4	建物の敷地になっている土地。建物の所有者と土地の所有者が違う場合の建付地を「貸家建付地」という	<u>建物の敷地になっている土地。土地所有者が建物を建て、それを人に貸し付けている場合の建付地を「貸家建付地」という</u>

講義内の解説では、「土地と建物の名義が一緒の人で、その建物を貸している場合」というように、正しくお伝えしています。

ライフプランと資金計画 <19 頁「代表的な公的教育ローン」の表中>

頁数	誤	正
19	日本政策金融公庫の一般貸付 融資限度額：200 万円 返済期間：10 年以内	<u>融資限度額：300 万円 返済期間：15 年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方の返済期間は 18 年以内）</u>

3 級のライフプランのテキストは早い段階から原稿を作成していたため、平成 21 年 8 月に変更されていた、上記の数値を反映させることができありませんでした。なお、郵貯貸付の融資限度額には変更はありません。

タックスプランニング <15 頁・40 頁「源泉徴収票の例」の数値>

頁数	誤	正
15・ 40	所得控除の額の合計額：2,177,002 円 源泉徴収税額：117,960 円	<u>所得控除の額の合計額：2,557,002 円 源泉徴収税額：85,100 円</u>

3 級の試験では、計算手順を覚える必要はありませんが、以下、参考として示しておきます。

< 所得控除額の内訳 >

- ・ 基礎控除：380,000 円
 - ・ 配偶者控除：380,000 円
 - ・ 特定扶養親族：630,000 円
 - ・ 扶養親族：380,000 円
 - ・ 社会保険料等の金額：737,002 円
 - ・ 生命保険料の控除額：50,000 円
- 所得控除の額の合計額：2,557,002 円

テキストの記述の数値は、基礎控除の 380,000 円が抜けておりました。

< 源泉徴収税額 >

- ・ 給与所得控除後の金額：4,260,000 円
- ・ 所得控除の額の合計額：2,557,002 円
 $4,260,000 \text{ 円} - 2,557,002 \text{ 円} = 1,702,998 \text{ 円}$
課税総所得金額 = 1,702,000 円 (千円未満切捨て)
- ・ 源泉徴収税額 = $1,702,000 \text{ 円} \times 5\% = \underline{85,100 \text{ 円}}$

なおテキスト記載の 117,960 円は、テキストに記載の所得控除額 2,177,002 円で計算してもおかしい数値となってしまっています。こちらも参考までに示しておきます。

- $4,260,000 \text{ 円} - 2,177,002 \text{ 円} = 2,082,998 \text{ 円}$ 課税総所得金額 = 2,082,000 円
- ・ 源泉徴収税額 = $2,082,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = \underline{110,700 \text{ 円}}$

参考：超過累進税率による所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
	195 万円以下	5 %	-
195 万円超	330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超	695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超	900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超	1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超		40%	2,796,000 円